

産業廃棄物処分別業許可証

住 所 東京都江戸川区篠崎町一丁目2番6号

氏 名 株式会社京葉興業

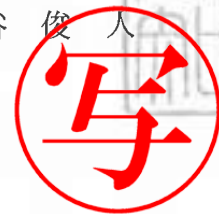
代表取締役 鈴木 宏和

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第14条第6項
第14条の2第1項の許可を受けた者であることを証する。

千葉県知事 熊谷 俊人

許可の年月日 令和8年9月3日

許可の有効年月日 令和9年10月17日



1 事業の範囲

(1) 事業の区分

混練固化、油水分離、中和、凝集・脱水・混練固化、凝集・脱水、凝集・混練固化及び圧縮による中間処理

(2) 産業廃棄物の種類

ア 混練固化による中間処理に係るもの

- (ア) 燃え殻、(イ) 汚泥（低含水率汚泥及び中含水率汚泥に限る。）、
- (ウ) 廃油（燃え殻、汚泥、鉍さい又はばいじんと一体不可分のものに限る。）、
- (エ) 廃酸（燃え殻、汚泥、鉍さい又はばいじんと一体不可分のものに限る。）、
- (オ) 廃アルカリ（燃え殻、汚泥、鉍さい又はばいじんと一体不可分のものに限る。）、
- (カ) 廃プラスチック類（燃え殻、汚泥、鉍さい又はばいじんと一体不可分のもの
に限り、自動車等破砕物を除く。）、
- (キ) ガラスくず、コンクリートくず及び陶磁器くず（粒径が40mm以下のものに限
り、自動車等破砕物を除く。）、
- (ク) 鉍さい、(ケ) がれき類（粒径が40mm以下のものに限る。）、(コ) ばいじん
（これらのうち、特別管理産業廃棄物であるものを除く。）

イ 油水分離による中間処理に係るもの

廃油（汚泥との混合物に限り、特別管理産業廃棄物であるものを除く。）

ウ 中和による中間処理に係るもの

- (ア) 廃酸、(イ) 廃アルカリ

（これらのうち、特別管理産業廃棄物であるものを除く。）

エ 凝集・脱水・混練固化による中間処理に係るもの

汚泥（高含水率汚泥に限り、特別管理産業廃棄物であるものを除く。）

オ 凝集・脱水による中間処理に係るもの

汚泥（高含水率汚泥に限り、特別管理産業廃棄物であるものを除く。）

（続 く）

(許可証の続き)

カ 凝集・混練固化による中間処理に係るもの

汚泥（高含水率汚泥に限り、特別管理産業廃棄物であるものを除く。）

キ 圧縮による中間処理に係るもの

(ア) 廃プラスチック類、(イ) 金属くず（廃金属容器に限る。）

（これらのうち、自動車等破砕物及び特別管理産業廃棄物であるものを除く。）

※「石綿含有産業廃棄物を含む」の記載のない種類については、石綿含有産業廃棄物を処分できない。

※「水銀使用製品産業廃棄物を含む」、「水銀含有ばいじん等を含む」の記載のない種類については、それぞれ水銀使用製品産業廃棄物、水銀含有ばいじん等を処分できない。

2 事業の用に供する全ての施設

許可証別紙1、2及び3のとおり

3 許可の条件

(1) 産業廃棄物の処理により発生する粉じんについては、施設の維持管理を徹底するとともに、散水等により周辺への飛散を防止すること。

(2) 混練固化、凝集・脱水・混練固化、凝集・脱水及び凝集・混練固化による中間処理に係る処理後物を有償売却する場合は、あらかじめ廃棄物の処理に係る維持管理手順書等を作成し、廃棄物の受入、処理及び処理後物の性状管理を適正に行うこと。

4 許可の更新又は変更の状況

令和4年10月18日 新規許可

令和7年5月20日 変更届（保管施設の変更）

令和8年2月13日 変更届（保管施設の変更）

令和8年7月14日 変更許可（油水分離及び中和による中間処理の追加）

令和8年9月3日 変更許可（凝集・脱水・混練固化及び凝集・脱水による中間処理の追加）

5 規則第10条の4第7項の規定による許可証の提出の有無 有・無

(以下余白)

許可証別紙1

事業の用に供する全ての施設

施設の種類 (許可年月日及び許可番号)		処理能力又は保管量 (設置年月日)	数量	設置場所
処理施設	混練固化施設 (低含水物処理ライン)	燃え殻、汚泥、廃酸、廃プラスチック類、ガラスくず、コンクリートくず及び機械器具くず、鉋さい、かれき類、ばいじん 480m ³ /日 (20m ³ /時×24時間) (令和4年7月13日)	2	千葉県白井市名内 字向山330番3、 字新山336番3、 字定戸谷1番6、 平塚字水上2802番17、 字浄土谷津2823番3、 字樋出台2603番4
	混練固化施設 (中含水物処理ライン)	燃え殻、汚泥、廃油、廃アルカリ、廃プラスチック類、ガラスくず、コンクリートくず及び機械器具くず、鉋さい、かれき類、ばいじん 2400m ³ /日 (100m ³ /時×24時間) (令和4年7月13日)	1	
	廃油の油水分離施設 (施行令第7条第4号) (令和8年3月27日、 第2025-1-573号)	廃油 24 m ³ /日 (3 m ³ /時×8時間) (令和8年5月26日)	1	
	廃酸又は廃アルカリの中和施設 (施行令第7条第6号) (令和8年3月27日、 第2025-1-574号)	廃酸 54 m ³ /日 (2.25 m ³ /時×24時間) 廃アルカリ 54 m ³ /日 (2.25 m ³ /時×24時間) (令和8年5月26日)	1	
	凝集施設 (高含水物処理ライン)	汚泥 480m ³ /日 (20m ³ /時×24時間) (令和4年7月13日)	1	
	汚泥の脱水施設 (施行令第7条第1号) (令和8年7月14日、 第2026-2-582号)	汚泥 29.8 m ³ /日 (3.725 m ³ /時×8時間) (令和8年7月24日)	1	
	圧縮梱包施設	廃プラスチック類 16.416t/日 (0.684t/時×24時間) (令和4年7月13日)	1	
	圧縮施設	金属くず 23.328t/日 (0.972t/時×24時間) (令和4年7月13日)	1	
保管施設	受入槽A	23m ² 102m ³	1	
	受入槽B	20m ² 94m ³	1	

(以下余白)

許可証別紙2

事業の用に供する全ての施設

施設の種別 (許可年月日及び許可番号)		処理能力又は保管量 (設置年月日)	数量	設置場所
保管施設	受入槽C	20m ² 90m ³	1	千葉県白井市名内 字向山330番3、 字新山336番3、 字定戸谷1番6、 平塚字水上2802番17、 字浄土谷津2823番3、 字樋出台2603番4
	受入槽D	19m ² 84m ³	1	
	受入槽E	19m ² 88m ³	1	
	受入槽F	21m ² 95m ³	1	
	受入槽G	19m ² 84m ³	1	
	受入槽H	24m ² 110m ³	1	
	受入槽I	26m ² 117m ³	1	
	受け入れサイロ1	3.8m ² 11m ³	8	
	受け入れサイロ2	4.5m ² 11m ³	1	
	受け入れサイロ3	4.5m ² 13m ³	2	
	横型サイロ	17m ² 28m ³	1	
	フレコン、ドラム缶、 IBCコンテナヤード1	28m ² 70m ³	1	
	フレコン、ドラム缶、 IBCコンテナヤード2	28m ² 70m ³	1	
	フレコン、ドラム缶、 IBCコンテナヤード3	28m ² 70m ³	1	
	フレコン、ドラム缶、 IBCコンテナヤード4	64m ² 160m ³	1	
	フレコン、ドラム缶、 IBCコンテナヤード5	48m ² 120m ³	1	
	フレコン、ドラム缶、 IBCコンテナヤード6	48m ² 120m ³	1	
	フレコン、ドラム缶、 IBCコンテナヤード7	48m ² 120m ³	1	

(以下余白)

許可証別紙3

事業の用に供する全ての施設

施設の種類 (許可年月日及び許可番号)		処理能力又は保管量 (設置年月日)	数量	設置場所
保管施設	受入槽1	22m ² 91m ³	1	千葉県白井市名内 字向山330番3、 字新山336番3、 字定戸谷1番6、 平塚字水上2802番17、 字浄土谷津2823番3、 字樋出2603番4
	受入槽2	22m ² 91m ³	1	
	養生槽A	25m ² 125m ³	1	
	養生槽B	25m ² 128m ³	1	
	養生槽C	18m ² 119m ³	1	
	養生槽D	20m ² 103m ³	1	
	保管ヤードA	61m ² 139m ³	1	
	保管ヤードB	71m ² 161m ³	1	
	保管ヤードC	71m ² 161m ³	1	
	保管ヤードD	71m ² 161m ³	1	
	保管ヤードE	3.0m ² 7.5m ³	1	
	200Lドラム缶	0.2m ³ (ドラム缶)	1	
	2m ³ コンテナ	2m ³ (コンテナ)	1	
保管施設	廃プラスチック類 金属くず 保管施設	6.8m ² 8.0m ³ (コンテナ)	2	
	残さ物保管施設	11m ² 28m ³	1	
	残さ物保管施設	1.0m ² 1.0m ³ (コンテナ)	1	

(以下余白)